## 支払代行サービス利用規約

## 第1章 総則

### 第1条 (規約の適用)

- 1. 本規約は、SBペイメントサービス株式会社(以下、「SBPS」といいます)が提供する支払代行サービス(以下、「本サービス」といいます)の利用に関し適用されるもので、利用者は本規約に従って本サービスを利用することができるものとします。
- 2. 利用者は、本規約の他、SBPS が別途定める諸規程を遵守しなければならないものとし、当該諸 規程は、それぞれ本規約の一部を構成するものとします。

## 第2条 (規約の変更)

- 1. SBPS は、個別に利用者の承認を得ることなく、本規約の内容を変更することができるものとします。
- 2. SBPS は、前項の規定により本規約の内容を変更するときは、その効力発生日を定め、かつ、事前に本規約を変更する旨および変更後の本規約の内容並びにその効力発生日を SBPS 所定の方法で周知し、効力発生日に本規約は変更されるものとします。

### 第3条 (用語の定義)

本規約において使用する用語の意味は、別途定義されない限り、以下のとおりとします。

1 // 2/	A PARTICIPATION OF THE PROPERTY OF THE PROPERT			
(1)	本サービス	利用者が受取人に対し支払いを行うに際し、SBPS が利用者からの依頼		
		に基づき日本国内において、受取人が利用者からの支払いを受けること		
		ができるようにするサービス		
(2)	本契約	本規約に基づき SBPS と利用者間で成立した本サービスの利用契約		
(3)	提携金融機関	本サービスを実施するために SBPS が提携する金融機関		
(4)	申込者	本サービスの利用について SBPS に申し込みを行った法人		
(5)	利用者	申込者のうち、SBPS が本サービスの利用を認めた法人		
(c)	利用責任者	利用者の法人内における本サービスの利用に関する責任者として利用		
(6)		者が届出た者		
(7)	利用担当者	利用責任者から、利用責任者に代わって本サービスを利用する権限を付		
		与された利用者の法人内の者		
(8)	利用者管理画面	SBPS が利用者向けに提供する本サービス専用のウェブサイト		
(9)	ユーザーID	本サービスの利用のために利用者が固有に持つ文字列		
(10)	パスワード	ユーザーID に対応して、利用者が固有に設定する暗号		
(11)	受取人	利用者が本サービスの支払先として指定した相手方		
(12)	支払資金	本サービスを利用して受取人に対し支払いを行う資金		
(13)	利用料	本サービスの利用に関わる利用料		
(14)	前払金	本サービスの利用に関わる利用料を支払うために利用者があらかじめ		
	<u> </u>			

	準備金口座に入金した資金
(15) 支払準備金	本サービスを利用するため、SBPS による支払代行の実施に先立ち、利
(19) 又松华州金	用者が準備金口座に入金した支払資金および前払金
(16) 準備金口座	SBPS が提携金融機関内に設けた支払準備金を管理するための専用口
(16) 华佣金口座	座であり、利用者に対し口座番号を通知したもの
(17) 利用者ポータル	利用者が届け出た情報の参照、変更、利用者契約の解約依頼、その他
(17) 利用有 ホーダル	SBPS 所定のサービスを利用することができるポータルサイト

# 第2章 本契約の成立等

## 第4条 (本契約の成立)

- 1. 本契約の申し込みは、本規約を承諾のうえ、SBPS が必要とする申込者の情報を届出し、SBPS が定める方法により行うものとします。
- 2. 前項に定める申し込みに対し、SBPS が審査のうえ承諾を通知し、SBPS が定める利用者登録手 続が完了した日に、本規約を内容とする本サービスの利用契約が成立するものとします。
- 3. 前項の場合において、利用者は、SBPS が利用者契約の締結にあたって条件を定めた場合、当該 条件が利用者契約の内容となることに承諾するものとします。なお、利用者は、SBPS の定める 条件に承諾できない場合、申し込みの撤回または利用者契約を解約することができるものとしま す。
- 4. 申込者および利用者は、SBPS に対し、本契約申込日現在および本契約の有効期間中において、 次の各号に掲げる事実を表明し、保証するものとします。なお、利用者は、表明保証した内容が 真実に反すること、もしくは反するおそれがあることが判明した場合、SBPS に対し、直ちにそ の旨を申告するものとします。
  - (1) 本契約を締結し、また本規約の規定に基づき義務を履行する完全な権利、能力を有し、本契約上の義務は、法的に有効かつ拘束力ある義務であり、SBPSが申込者(利用者)に対して強制執行可能であること。
  - (2) 本契約を締結し、これを履行することにつき、法令および申込者(利用者)の定款、取締役会規則その他の社内規則上要求されている授権その他一切の手続を履践していること。
  - (3) 本契約が、申込者(利用者)の代表者または代表者から有効な委任を受けた代理人によって締結されたこと。
  - (4) 本契約の締結および本契約に基づく義務の履行は、申込者(利用者)に対して適用されるすべて の法令並びに申込者(利用者)の定款、取締役会規則その他の社内規則に違反せず、申込者(利 用者)が当事者であり、または申込者(利用者)が拘束される契約その他の書面に違反せず、ま た申込者(利用者)に適用される判決、決定または命令に違反しないこと。
  - (5) 本契約の締結に当たって、SBPS に提供した情報が正確であり、かつ、虚偽の内容が含まれていないこと。
  - (6) 本契約を申し込む時点において、債務超過ではなく、本契約を締結することは、詐害行為取消権 の対象とはならず、申込者(利用者)の知りうる限り、本契約について詐害行為取消権その他の

異議を主張する第三者は存在しないこと

- 5. 利用者は、前項の表明保証した内容が真実に反すること、もしくは反するおそれがあることが判明した場合、SBPSに対し、直ちにその旨を申告するものとします。
- 6. SBPS は、本契約の申込者または申し込みを受けた内容が、次の各号に定める事項に該当する場合は、その申し込みを承諾しないことがあります。
  - (1) 申し込み内容に虚偽もしくは不備があるとき
  - (2) 本サービスの利用が、別途 SBPS が定める利用者向けガイドラインに違反するまたは違反する おそれがあると SBPS が判断したとき
  - (3) SBPS もしくはソフトバンクグループ各社に対する債務の履行を怠り、または怠るおそれがある とき
  - (4) SBPS が本サービスの提供において SBPS の技術上または業務の遂行上の支障があると判断したとき
  - (5) 本サービスの利用を停止されたことがあるとき
  - (6) 第4項に定める表明保証した内容が真実に反するとき
  - (7) 本規約に違反したまたは違反するおそれがあると SBPS が判断したとき
  - (8) その他 SBPS が申し込みを承諾することが不適当と判断したとき
- 7. SBPS は、第 1 項により届出のあった所在地または登録されたメールアドレス等に送付書類、電子メール等を郵送、送信した場合には、延着または到着しなかった場合であっても、通常到着すべきときに到着したものとみなします。
- 8. 利用者は、利用者ポータルを利用することができるものとし、利用にあたっては、別途 SBPS が 定める利用者ポータルに関する規約を遵守するものとします。

## 第5条 (利用責任者)

- 1. 利用者は、本契約の申し込み時に、利用責任者の届出を行うものとします。
- 2. 利用責任者は、利用担当者に関する設定、変更および削除について責任を負うものとします。
- 3. 利用責任者は、利用担当者が本規約に違反して本サービスを利用しないように、利用担当者を管理監督するものとし、本規約の違反またはそのおそれを発見した場合には、直ちに SBPS に報告のうえ、SBPS の指示に従ってこれを是正するものとします。

### 第6条 (ユーザーID・パスワード)

- 1. SBPS は、利用責任者または利用担当者が利用者管理画面へログインした時に入力したユーザー ID・パスワードと、すでに登録されているユーザーID・パスワードとを照合し、その一致を確認 することで利用者の本人確認を行うものとします。
- 2. SBPS は、前項によるユーザーID・パスワードによる本人確認を行った場合、利用者の有効な意思による申し込み、依頼であって、その申し込み、依頼の内容は真正なものであるものとみなします。
- 3. ユーザーID・パスワードは利用責任者の責任において、第三者に知られないよう十分注意して管理するものとします。
- 4. 利用責任者は、利用担当者以外にユーザーID・パスワードを開示、または利用させてはならない

ものとします。

- 5. 利用者は、パスワードを失念した場合、第三者に知られた可能性がある場合または不正利用の可能性のある場合には、ただちに SBPS に通知するものとします。この場合、SBPS からの指示等に従って対応するものとします。
- 6. 利用者によるユーザーID・パスワードの管理不十分もしくは使用上の過誤または第三者による利用等により、利用者、受取人、その他の第三者に損害が発生した場合でも、SBPS は何ら責任を負わないものとします。

## 第7条 (本サービスの利用開始)

- 1. 利用者は、SBPS が別途定める仕様書に従って、本サービスの利用開始時までに本サービスを利用するために必要なシステム等を利用者の費用と責任により準備するものとします。また、利用者は、本サービスの提供を受けるために必要な通信機器、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となる全ての機器を、自己の費用と責任において準備、維持するものとし、SBPS が本サービスの提供条件を変更した場合も同様とするものとします。この場合において、利用者が通信機器等を準備・維持しなかったことにより、利用者に損害が発生したとしても、SBPS は一切の責任を負わないものとします。
- 2. 利用者は、SBPS が別途定める条件(以下、「接続条件」といいます。) に基づいて、必要に応じて利用者のシステムを本サービスのシステムに接続するものとします。
- 3. 利用者は、接続条件に基づき必要なセキュリティ手段を講じるものとします。
- 4. 本サービスシステムと接続する場合、利用者は、本サービスシステムと利用者のシステムとの接続条件が満たしていることを、SBPS から承認を得るものとします。なお、SBPS が接続条件を満たしていないと判断した場合は、SBPS は本サービスを提供しないことができるものとします。

#### 第8条 (届出事項の変更)

- 1. 利用者は、SBPS に届け出た名称、住所、代表者名、利用責任者、連絡先の電子メールアドレス・ 電話番号等に変更が生じたときは、直ちに SBPS 所定の方法によりその旨を SBPS へ通知するも のとします。
- 2. 利用者は、SBPS から本サービスを提供する上で必要となる事項の届出を求められた場合、速やかにこれに応じるものとします。
- 3. 利用者は、以下の各号に該当する事項が発生したとき、またはそのおそれがあるときは、直ちに SBPS に通知するものとします。
  - (1) 営業の全部または一部の譲渡、合併、その他経営上の重要な変更
  - (2) 第34条 (SBPS による契約解除) 第2項各号の事由
- 4. 利用者が前 3 項に定める通知を怠った場合または通知した情報に誤りがあった場合において、 SBPS からの利用者に対する通知、送付書類等が延着または到着しなかった場合には、通常到着 すべきときに到着したものとみなします。また、利用者が前項に定める通知を怠ったことにより 利用者に損害が発生しても SBPS は一切責任を負わないものとします。

## 第3章 支払代行

# 第9条 (支払代行依頼)

- 1. 利用者は、本サービスの支払代行を利用する場合、SBPS 所定の方法により、支払代行の依頼(以下、「支払代行依頼」といいます)を行うものとします。
- 2. 支払代行依頼には、支払予定日、金額、受取人の名称、その他 SBPS 所定の必要事項を登録しなければならないものとします。
- 3. 利用者による支払代行依頼の内容の不備または誤登録等によって生じた損害について、SBPS は 一切責任を負いません。
- 4. 支払代行依頼が利用者管理画面を介して行われる場合には、ユーザーID・パスワードによる利用者の本人確認が行われるものとします。また支払代行依頼が SBPS と利用者とのシステム間において所定のデータ通信等の方法で行われる場合には、当該所定のデータ通信等の方法で行われたことをもって利用者の本人確認が行われるものとします。
- 5. SBPS は、前項による本人確認を行った場合、支払代行依頼は、利用者の有効な意思によるものであって、その内容は真正なものであるとみなします。
- 6. 利用者は、本サービスは「資金決済に関する法律」に基づく資金移動業として行われるものでないことを確認のうえ、本サービスを利用するものとします。
- 7. 利用者は、「外国為替及び外国貿易法」およびその関連法令に基づく規制を受ける取引のために、 本サービスを利用することはできないものとします。

# 第10条 (受取人による口座情報登録)

- 1. 利用者は、本サービスの支払代行を利用する場合で受取人の口座情報(以下、「支払先口座」といいます)を受取人本人に登録させる場合には、利用者の責任において受取人に、SBPS 所定の方法により、支払先口座を登録させるものとします。
- 2. 前項により受取人が登録した支払先口座の内容の不備または誤登録等によって、支払の未了や誤 支払等が生じた場合には、利用者と受取人間において解決するものとし、SBPS は一切責任を負 わないものとします。

# 第11条 (支払準備金の入金)

- 1. 利用者は、支払代行依頼の手続完了後、支払予定日の前営業日(SBPSの営業日を基準とします) までに所定の支払準備金を、準備金口座に入金するものとします。なお、準備金口座への入金に 関わる振込手数料は、利用料とは別に、利用者が負担するものとします。
- 2. 利用者は、SBPS が認める以上の金額または SBPS が認める入金受入日より前に、支払準備金を 準備金口座に入金することはできないものとします。
- 3. 利用者は、以下の事項を確認するものとします。
  - (1) 支払準備金は、あくまでも支払代行を実行するための預り金であり、銀行等が行う預金もしく は貯金または定期積金等の受入れとは異なるものであること。
  - (2) 支払準備金には、利息は発生しないこと。
  - (3) 本サービスは「資金決済に関する法律」に基づく資金移動業として行われるものでないため、

支払準備金に関し同法律に基づく資産保全措置は行われないこと。

- 4. 支払準備金のうち支払資金は、当該入金の原因となった支払代行依頼に基づく支払資金として特定されるものとし、他の支払代行のための支払資金に振り替えることはできないものとします。
- 5. 支払準備金のうち前払金は、利用料のほか本契約に関連して SBPS が利用者に対し有するすべて の金銭債権(以下、「利用料等」といいます)に充当されるものであり、SBPS は、利用料等が発生する毎に SBPS の判断した順序によって、前払金から利用料等を受け取ることができるものとします。ただし、前払金を支払資金に振り替えることはできないものとします。
- 6. 前二項の定めにかかわらず、前払金が実際に発生した利用料等に満たない場合には、SBPS は、不足する利用料等について、SBPS の判断した順序によって、支払準備金内の支払資金の残高から受け取ることができるものとします。
- 7. SBPS は、準備金口座に入金された支払準備金について、その資金の性質が特定できない場合(複数の支払代行依頼が登録されているときに、いずれの支払代行依頼に基づく支払準備金であるかが不明である場合を含む)は、SBPS の判断でその資金の性質が特定できるものとします。

# 第12条 (支払代行契約の成立および支払代行の実施)

- 1. 本サービスの支払代行にかかる契約(以下、「支払代行契約」といいます)は、適切に支払代行依頼がなされていることおよび所定の支払準備金の入金を SBPS が確認したときに成立するものとします。ただし、第 16 条(支払代行の中止)各号のいずれかに該当すると SBPS が判断した場合には、支払代行契約は成立しないものとします。
- 2. SBPS は、支払代行依頼の内容について利用者に照会することがあるものとします。この場合、利用者は SBPS に対し、速やかに回答を行うものとします。なお適切な回答が得られないことによって、支払代行が実施できない場合、SBPS は責任を負わないものとします。
- 3. SBPS は、支払代行契約が成立した場合には、事前に SBPS の所定の方法で利用者にその旨を通知したうえで、支払予定日において支払代行依頼に基づく支払代行を実施するものとします。
- 4. 利用者は、SBPS が支払代行を実施した場合には、所定の利用料を負担するものとします。なお SBPS が支払代行を実施した後に、SBPS の責めに帰すべき事情によらず、支払完了が不能であ る場合であっても、当該利用料の返還等はいたしません。

# 第13条 (支払準備金の不足)

- 1. 支払予定日において支払準備金が所定の金額に満たない場合、SBPS は支払代行を実施しません。
- 2. 払準備金の不足により SBPS が支払代行を実施しない場合、利用者は、支払予定日の翌日から起 算して 15 日以内に、新たな支払予定日を再登録しかつ不足する支払準備金を準備金口座に入金し なければならないものとします。
- 3. 前項の期日までに定められた手続きが行われない場合、当該支払代行依頼(支払代行が一部履行済みの場合は未履行部分のみ)は、取消されるものとします。

### 第14条 (支払先口座の相違)

1. SBPS が行った支払代行について、提携金融機関または支払先の金融機関等から照会があった場合、利用者は SBPS からの問合せに対し、速やかに回答を行うものとします。

- 2. SBPS が行った支払代行について、支払先口座の相違またはその他の理由により支払完了が不能 であった場合には、SBPS は、速やかに SBPS の所定の方法で利用者に通知するものとします。
- 3. 利用者は、前項の通知を受けた場合、当該通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に、支払 不能であった支払代行契約(支払代行が一部履行済みの場合は未履行部分のみ)を取消すか、ま たは受取人の口座情報を再登録したうえで、新たな支払予定日を指定しなければならないものと します。
- 4. 前項の期日までにいずれの手続きを行わない場合、当該支払代行依頼(支払代行が一部履行済みの場合は未履行部分のみ)は、取消されるものとします。
- 5. 利用者は、第2項による支払不能の場合には、所定の利用料を負担するものとします。

#### 第15条 (組戻し手続き)

- 1. SBPS が支払代行を行った後は、利用者は、支払依頼内容の変更または支払いの取消し等を行う ことはできないものとします。
- 2. 前項の定めにかかわらず、利用者の申出に対し SBPS が特に認めた場合には、利用者は以下の組 戻し手続の依頼を行うものとします。利用者は、SBPS の組戻し手続の実施について所定の利用 料を負担するものとします。
- 3. 利用者は、SBPS 所定の方法に基づいて、SBPS に対し組戻しの代行依頼を行います。
- 4. SBPS は組戻しの代行依頼に基づいて提携金融機関に組戻しの依頼を行い、提携金融機関を通じて振込先の金融機関および受取人等との間で、組戻しの手続きが行われます。
- 5. 振込先の金融機関から SBPS に資金が返却された場合、SBPS は利用者に当該資金を準備金返金 先口座(17条4項で定義)に入金するものとします。
- 6. 利用者は、支払先の金融機関または受取人が応じない等の事情がある場合には組戻しが成立しないこと、組戻し手続には完了までに長期間を要する場合があること、また組戻しが成立しなかった場合でも SBPS に対し所定の利用料を負担しなければならないことをあらかじめ承諾するものとします。

## 第16条 (支払代行の中止)

SBPS は、依頼内容が次の各号のいずれかに該当すると SBPS が判断した場合には、利用者への 催告なしに直ちに、支払代行依頼の取消しまたは支払代行契約を解除し、支払代行手続きを中止 できるものとします。

- (1) 利用者が本契約に違反していることまたはその恐れがあることが判明しとき
- (2) 利用者の支払代行依頼の内容に虚偽の記載があること、真実ではないことまたは不備があることが判明しとき
- (3) SBPS が定める利用限度を超えて本サービスが利用されたとき
- (4) 違法行為に関わるものであることまたは公序良俗に反するものであることが判明したとき
- (5) その他、SBPS が支払代行を中止する必要があると判断したとき

### 第17条 (支払準備金の返金)

1. SBPS は、利用者が本規約の定めによらず支払準備金を入金した場合、または支払代行依頼の取

消しもしくは支払代行契約の解除が行われた場合には、これに係わる支払準備金を当該事由の発 生月の翌月末日までに、準備金口座から利用者に返還するものとします。

- 2. 利用者は、前項のほか SBPS が認める場合には、SBPS 所定の手続きにより、支払準備金の返金 を受けることができます。ただし、特段の定めがない限り支払代行の実施中もしくは実施済みの 金員の返金を受けることはできません。
- 3. SBPS は、支払準備金の返金にあたり利用者に対し債権を有している場合には、当該債権の弁済 期の前後を問わず支払準備金から当該債権を受領し、その残高を利用者に返金することができる ものとします。
- 4. 支払準備金の返金方法は、利用者が指定する金融機関口座(原則として利用者名義の口座とし、また SBPS が認める金融機関の口座に限るものとします。以下「準備金返金先口座」といいます)へ振り込む方法で返金するものとします。なお、SBPS は上記の振り込み以外の方法で返金しないものとします。
- 5. SBPS は、支払準備金の返金にあたり利息(名称を問わず支払準備金の残高以上の金銭)は支払 いません。
- 6. SBPS は、差し押え等のやむをえない事情があり利用者に対する支払準備金の返金が不適当と認める場合には、当該事情が解消されるまで支払準備金の返金を留保できるものとします。

## 第18条 (取引内容の確認)

- 1. 利用責任者および利用担当者は、それぞれの権限に基づいて利用者管理画面上で、準備金口座の 入出金記録、準備金口座の残高、本サービスの利用記録等の本サービスの取引内容を確認するも のとします。
- 2. 利用者は、本サービスの取引内容について疑義等がある場合には SBPS 所定の方法で、速やかに SBPS に通知を行うものとします。

# 第19条 (支払資金の後払い)

- 1. 他の条項の規定にかかわらず、利用者が申し込みを行い SBPS が予め認めた利用者に限り、SBPS の支払代行の実施後に、利用者が支払資金を SBPS に支払うことを内容とする支払代行依頼を行うこと(以下、「支払資金の後払い」といいます)ができます。この場合、支払代行契約は、利用者による支払資金の後払いによる支払代行依頼について、SBPS が支払代行を行うことを個別に認めたときに成立します。
- 2. 前項に基づき予め SBPS から認められた利用者は、事前に定められた上限額の範囲内で、支払資金の後払いによる支払代行依頼を行うことができるものとし、これを超えて支払資金の後払いを希望する場合には、事前に SBPS に通知のうえ SBPS の承諾を得るものとします。なお利用者は、事前に定められた上限額を超えて、支払資金の後払いを希望する場合、後払い手数料が増額されることを予め承諾するものとします。
- 3. 利用者は、支払資金の後払いによる支払代行依頼を行った場合には、SBPS が支払代行を実施した支払資金を、別途定められた期日(金融機関の休業日にあたる場合は前営業日)までに、SBPS の指定する口座に振り込んで支払うものとします。なお当該振込手数料は、利用者の負担とします。

4. SBPS は、事前に定めた上限額の範囲内であっても、SBPS の判断において、利用者による支払資金の後払いによる支払代行依頼を認めないことができます。また SBPS は、SBPS の判断において、事前に利用者に対し通知することで、事前に定めた上限額を変更することができるものとします。この場合の SBPS の判断は、他の利用者による支払資金の後払いの需要、利用者の信用力の変動、金利上昇その他の社会的情勢の変動等の一切の状況を基に総合的判断で行われるものとし、利用者にその判断理由を開示する義務は負わないものとします。

### 第4章 利用料

#### 第20条 (利用料)

- 1. 利用者は、本サービスの利用に際し、別途 SBPS が定める利用料を負担するものとします。
- 2. 利用料の発生する処理が行われた後に、支払代行依頼の取り消しまたは支払代行契約の解除等が あっても、利用料の返還等は行われないものとします。

## 第21条 (利用料の支払い)

- 1. 利用者は、初期費用、月額固定費、その他固定の利用料を、SBPS の発行した請求書に基づき、利用料の発生日の月末締め翌月末日払い(金融機関の休業日にあたる場合は前営業日)にて、SBPS の指定する口座に振り込んで支払うものとします。なお月未満の利用期間であっても月額固定費について日割計算をしないものとします。
- 2. 利用者は、SBPS による支払代行の実施に先立ち、前払金を準備金口座に入金するものとします。 支払代行手数料、支払代行不能手数料、処理手数料、その他利用実績に応じて発生する利用料は、 これらの利用料が発生する都度、当該前払金から充当される方法で支払われるものとします。
- 3. SBPS は、前払金の残高が実際に発生した利用料に満たない場合には、不足する利用料について 請求書を発行して、利用者に請求することがあるものとします。この場合、利用者は SBPS の指 定する期日までに、不足する利用料を SBPS の指定する口座に振り込んで支払うものとします。
- 4. 前二項の定めにかかわらず、利用料を後払いによる方法で行うことを SBPS が認めた場合は、利用者は、支払代行手数料、支払代行不能手数料、処理手数料、その他利用実績に応じて発生する利用料を、SBPS の発行する請求書に基づき、利用料の発生日の月末締め翌月末日払い(金融機関の休業日にあたる場合は前営業日)にて、SBPS の指定する口座に振り込んで支払うものとします。
- 5. 本条の定めにかかわらず、利用料の支払方法について、SBPS が別段の定めを行う場合には、当 該別段の定めによるものとします。
- 6. 利用料の支払いに関する金融機関に対する振込手数料は、利用料とは別に、利用者が負担するものとします。

## 第5章 一般条項

# 第22条 (秘密保持)

1. 利用者および SBPS は、本契約を履行するにあたり知り得た相手方の業務上、技術上、営業上の

秘密等一切の情報(媒体および手段の如何を問わず、複製物および二次的資料も含むものとします、以下「秘密情報」といいます)を、本契約の履行のためにのみ使用するものとします。また、利用者および SBPS は、善良なる管理者の注意義務をもって秘密情報を保管・管理するものとし、相手方の書面による承諾なくして、秘密情報を本契約の履行以外の目的に使用したり、第三者に開示・漏洩したりしないものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に該当しないものとします。

- (1) 開示を受けた時、既に公知または公用となっていた情報
- (2) 開示を受けた後、受領者の責めによらず公知または公用となった情報
- (3) 開示を受けた時、既に受領者が適法に保有していた情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から、秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
- (5) 開示を受けた情報によらず独自に開発した情報
- 2. 利用者および SBPS は、相手方より開示された秘密情報を滅失、毀損、漏洩等することがないよう善良な管理者の注意をもって管理し、当該秘密情報が滅失、毀損、漏洩等する事態が発生した場合には、その一切の責任を負うものとします。
- 3. 前2項の定めにかかわらず、裁判所の命令その他公的機関による法令に基づく開示の要求(弁護士法に基づく照会を含むものとします)に応じる場合はこの限りではないものとします。この場合において、利用者またはSBPSは、相手方に対して通知することについて法令等で制限がある場合を除き、原則として、開示に先立ち、相手方に対して開示要求がなされた旨を書面により通知するものとし、開示される秘密情報の範囲を必要最小限に努めるものとします。
- 4. 本条第1項の規定にかかわらず、利用者および SBPS は、本契約の履行のために秘密情報を知る必要のある自社の役員(執行役員を含むものとします)、従業員(雇用の形態を問わないものとします)、顧問弁護士、公認会計士および受託者(以下、総称して「従業員等」といいます)に、本契約に基づいて行う業務の履行に不可欠な範囲に限り、相手方の秘密情報を、相手方の書面による事前の同意を得ることなく開示することができるものとします。この場合に、利用者およびSBPS は、従業員等に対し、本契約と同等の義務を負わせかつその一切の責任を負うものとします。
- 5. 利用者および SBPS は、本契約が終了した場合または相手方の指示、要求がある場合には、その 指示、要求内容に従い秘密情報の返却または廃棄その他の処分を行うものとします。

#### 第23条 (個人情報の保護)

- 1. 利用者および SBPS は、利用者の顧客である個人の氏名・住所等その他個人を識別可能な情報(以下、「個人情報」といいます)を取得、管理する場合は、関連法令を遵守し、取得する個人情報の内容、その利用目的および第三者への提供について当該顧客の具体的な同意を得ない限り、その個人情報を取得、利用および第三者に提供しないものとします。また、当該個人情報を厳重に管理し、従業員等による不当な複製または持ち出しが不可能な体制を構築しなければならないものとします。個人情報の取得には、ソフトウェア等が顧客の個人情報を読みとる場合等、自動的または機械的に、個人情報を取得する結果となる場合を含むものとします。
- 2. 利用者は、その管理する個人情報または個人情報を含むデータベースへの不正アクセス、紛失、 改ざん、漏洩があった場合、直ちに SBPS に報告を行い、SBPS の指示に従うものとします。

- 3. SBPS は、その管理する利用者に関する個人情報または個人情報を含むデータベースへの不正アクセス、紛失、改ざん、漏洩があった場合、直ちに当該利用者に通知を行うものとします。
- 4. 利用者または SBPS による第三者への個人情報の提供は、当該顧客が同意している場合、業務上 必要があり当該顧客等の保護に値する正当な利益が侵害されるおそれのない場合、各種法令の規 定により提出を求められた場合およびそれに準ずる公共の利益のため必要がある場合に限るものとし、提供に際しては守秘義務について十分配慮するものとします。
- 5. 利用者は、本条に違反することにより相手方または顧客に損害を生じせしめた場合には、相手方 または顧客が被った損害を賠償するものとします。

### 第24条 (反社会的勢力の排除)

- 1. 利用者および SBPS は、相手方に対し、自己および自己の代表者、役員その他実質的に経営を支配していると認められる者が、現在、次の各号のいずれ(以下、「暴力団員等」といいます)にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
  - (1) 暴力団
  - (2) 暴力団員
  - (3) 暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者
  - (4) 暴力団準構成員
  - (5) 暴力団関係企業
  - (6) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
  - (7) その他前各号に準ずる者
- 2. 利用者および SBPS は、相手方に対し、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、 かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
  - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
  - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
  - (3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする など、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
  - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
  - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 3. 利用者および SBPS は、相手方に対し、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を 行わないことを確約するものとします。
  - (1) 詐術、暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務 を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為

- 4. 利用者および SBPS は、相手方が第1項または第2項のいずれかの一つにでも該当すると疑われる合理的な事情がある場合には、当該該当の有無につき、相手方の調査を行うことができ、相手方はこれに協力するものとします。また、利用者および SBPS は、自らが第1項または第2項のいずれかの一つにでも該当し、または該当するおそれがあることが判明した場合、相手方に対し、直ちにその旨通知するものとします。
- 5. 利用者または SBPS は、相手方が前 4 項の規定に該当、違反または表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、またはその疑いがあると判断した場合、相手方への事前通知なく直ちに本サービスの提供を停止し、本契約を解除することができるものとします。この場合、本契約を解除された相手方は、利用者または SBPS に対し負担する一切の金銭債務につき当然に期限の利益を喪失し、直ちに弁済するものとします。
- 6. 本条により本契約を解除した当事者(以下、本条において「解除者」といいます)は、相手方に 損害が生じても、何らこれを賠償ないし補償することは要しないものとします。また、当該解除 により解除者に損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとします。

## 第25条 (商標等の使用)

- 1. 利用者は、第三者に本サービスを周知するため、SBPS が利用者の商号、商標、商品・サービス名、ロゴマーク等を、SBPS の制作するパンフレット、チラシ等の印刷物や、ホームページ等の広告 媒体において使用することを承諾するものとします。ただし、SBPS と利用者との間で別段の合意をした場合はこの限りではありません。また SBPS は、利用者の書面による指示がある場合、必要となる著作権表示等を行うものとします。
- 2. 本契約の有効期間中に、SBPS が利用者の商号、商標、商品・サービス名およびロゴマーク等を使用して製作したパンフレット、チラシ等の印刷物等については、本契約終了後であっても SBPS が必要と認めた場合、印刷済みの在庫の範囲内で、当該印刷物等を引き続き配布等することを、利用者はあらかじめ承諾するものとします。

### 第26条 (告知、通知の方法)

- 1. 利用者は、SBPS が本契約に基づき利用者へ告知または通知をする場合に、当該告知または通知が、利用者管理画面上の掲示または電子メールその他の方法により行われることに同意するものとします。
- 2. SBPS が、利用者管理画面上への掲示または登録された電子メールアドレス宛てに通知を発信した場合において、通信事情、登録情報の不備・未変更、その他 SBPS の責によらない事由により延着、未到達または掲示内容の閲覧不可であった場合でも、利用者は、利用者管理画面上の掲示または電子メールが通常到達すべきときのいずれか早い時点をもって、告知または通知の効果が生じたものとみなされることに承諾するものとします。

#### 第27条 (調査)

利用者は、SBPS が利用者に対して、利用者の本サービスの利用状況、利用者の事業内容・決算内容その他 SBPS が必要と認めた事項に関して調査、報告、資料の提示を求めた場合は、速やかに応じるものとします。

- 2. 利用者は、SBPS から法令等への対応または法令を遵守するために必要な対応を求められた場合、これに応じるものとします。この場合において、利用者が SBPS の要請に対応しなかったことにより損害を被ったとしても、SBPS は一切責任を負わないものとします。
- 3. 利用者は、行政機関等から本契約に関し、調査または立入検査等を求められた場合には、これに 協力するものとします。
- 4. 利用者は、SBPS から求められた調査について回答期限を定められた場合、当該回答期限内まで に回答を行うものとします。

### 第28条 (本サービスの中断および停止)

- 1. SBPS は、次の各号のいずれかに該当する場合、原則として事前に SBPS 所定の方法にて利用者 に対し通知することにより、本サービスを一時的に中断または停止できるものとします。
  - (1) 構成機器の保全、拡張、移行の為に必要となるシステムのメンテナンスを実施する場合
  - (2) 本サービスシステムと接続している外部提携先機関システムのメンテナンスが実施される場合
- 2. SBPS は、次の各号のいずれかに該当する場合、利用者に事前に通知することなく本サービスを 一時的に中断または停止できるものとします。
  - (1) 構成機器およびソフトウェアの障害により、緊急にシステムのメンテナンスを実施する場合
  - (2) データセンターの障害、金融機関または通信事業者等の障害、通信回線・ネットワークの障害、その他想定の範囲外の障害により、本サービスの提供ができなくなった場合
  - (3) 利用者が本契約に違反して本サービスを利用している可能性があると疑われる場合
  - (4) 暴動、戦争、テロ行為、天災、事故、停電、公的機関(裁判所・官公庁等)のもしくは金融機関の要請・措置、法令の制改定等、労働争議、その他 SBPS の合理的支配を超える事由により、本サービスの提供ができなくなった場合
  - (5) 運用上あるいは技術上、想定外の事由が生じ緊急に本サービスの中断または停止が必要と判断 した場合
  - (6) その他 SBPS が本サービス提供のために必要と判断した場合

#### 第29条 (システムの障害対応)

- 1. 本サービスのシステムに何らかの障害が発生した場合、SBPS は障害の状況、復旧までの見込み時間等をすみやかに利用者へ通知するとともに、合理的に必要な範囲で復旧にあたるものとします。
- 2. 早期の障害復旧が困難である場合、SBPS は、利用者の承諾なく本サービスの復旧に代わる措置 を実施する場合があります。

## 第30条 (免責事項)

- 1. SBPS は、故意または重大な過失がある場合を除き、いかなる場合においても、本契約に関連して利用者または受取人に生じる損害について一切の責任を負わないものとします。
- 2. SBPS は、SBPS に故意または重大な過失がある場合を除き、以下の各号の何れかに該当する損害について、一切の責任を負わないものとします。

- (1) 本契約に基づく SBPS による支払代行依頼の非承認もしくは取消しまたは支払代行契約の解除が行われたことよって生じた損害
- (2) 第19条(支払資金の後払い)第4項に基づき支払資金の後払い上限額が変更されたことによって生じた損害
- (3) 第28条(本サービスの中断および停止)に基づき本サービスの中断または停止によって生じた損害
- (4) 第29条(システムの障害対応)に基づき本サービスの復旧に代わる措置によって生じた損害または合理的に必要な措置を行ったとしても復旧できなかったことによる損害
- (5) SBPS が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信回線またはシステム等の障害等よって 生じた損害
- (6) 提携金融機関およびその他金融機関、通信事業者等の責に帰すべき事由によって生じた損害
- (7) その他 SBPS の合理的支配を超える事由によって生じた損害
- 3. SBPS が責任を負うべき場合における当社の責任は、SBPS に故意または重大な過失がある場合を除き、法令にて許される限りにおいて、直接かつ現実の損害に限られるものとし、データ消失、間接損害、結果損害、逸失利益、機会損失、派生損害等の責任について一切の責任を負わないものとします。

## 第31条 (遅延損害金等)

利用者は、本契約に関する債務の支払いを遅延した場合は、当該債務の金額に対して、支払期日の翌日から起算し、実際に支払いのあった日まで年利率 14.6%の遅延損害金を支払うものとします。この場合の計算方法は年 365 日の日割り計算とします。

# 第32条 (契約期間)

- 1. 本契約の有効期間は、本契約の成立日から翌年3月31日までとします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、利用者またはSBPSから本契約を終了させる旨の書面による意思表示がない限り、本契約は1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
- 2. 利用者および SBPS は、相手方に対して、解約を希望する日の 3 ヵ月前までに解約通知を実施することにより本契約を中途解約できるものとします。

### 第33条 (地位の譲渡等の禁止および承継)

- 1. 利用者は、SBPS の承諾なく、本契約上の地位および本契約にかかる権利・義務の全部または一部を第三者に譲渡できないものとします。また利用者は、SBPS に対する債権を第三者に譲渡、質入れ等できないものとします。
- 2. 利用者の合併または会社分割等法定の原因に基づき利用者の地位の承継があったときは、当該地位を承継した者は、SBPS に対して、すみやかに承継の原因となった事実を証明する書類を添えて通知するものとします。なお、当該承継による再審査の結果、SBPS が必要と判断した場合には、SBPS は利用者に通知のうえ本契約の解除または本サービスの利用条件等の変更を行うことができることをあらかじめ同意するものとします。

## 第34条 (SBPS による契約解除)

- 1. SBPS は、利用者が本契約の履行を怠った場合、合理的な期間を定めて催告のうえ、本契約を解除することができるものとします。
- 2. 前項の定めにかかわらず、SBPS は、利用者に以下の事項に該当する事由が生じた場合、何ら催告することなく直ちに本契約の全部または一部を解除できるものとします。
  - (1) 1回でも金銭債務の支払いを遅延した場合
  - (2) 営業の取消、営業停止等の処分、支払停止、支払不能、租税滞納処分または会社更生、破産、 民事再生手続、その他特別清算もしくはこれらに類する手続開始の申し立てのあった場合
  - (3) 第三者より強制執行、仮差押、仮処分または競売の申立てがあった場合
  - (4) 手形または小切手が不渡りになった場合
  - (5) 資産状況が悪化したと判断すべき合理的な事由が発生した場合
  - (6) 解散、合併、分割または事業の全部もしくは重要な一部を譲渡した場合
  - (7) 法令に違反しまたは本契約の履行に支障をきたすおそれが生じた場合
  - (8) 利用者が SBPS の信用を失墜させる行為を行ったと SBPS が判断した場合
  - (9) 本契約の申込時または第8条(届出事項の変更)の変更時に、虚偽の事項を通知したことが判明した場合
  - (10) 利用者の営業または業態が公序良俗に反すると SBPS が判断した場合
  - (11) 利用者から SBPS への金銭債務の支払いが延滞した場合
  - (12) SBPS またはソフトバンクグループのブランドイメージを著しく損なうものと SBPS が認める 広告宣伝等を行なった場合
  - (13) 本契約の条項のいずれかに違反し、かかる違反の是正を求める SBPS からの通知の受領後 30 日間以内に当該違反が是正されなかった場合
  - (14) 第16条(支払代行の中止)に基づき、SBPS が支払代行の中止を行った場合
  - (15) SBPS から得た承認の範囲を超えて本サービスを利用した場合
  - (16) 利用者が本契約等に定める利用者として充たすべき要件を充たさなくなった場合
  - (17) SBPS または決済会社の調査依頼に対し非協力的な場合、回答期限内に回答がなかった場合、 または虚偽の回答を行った場合
  - (18) 行政機関から行政処分を受けた場合
  - (19) 利用者が、1年以上本サービスを利用していない場合
  - (20) その他利用者として不適当であると SBPS が判断した場合
- 3. 利用者は、前項により本契約の全部または一部が解除された場合、SBPS に対し負担する一切の 金銭債務につき当然に期限の利益を喪失し、直ちに弁済するものとします。
- 4. 本条の規定に基づいて SBPS が本契約を解除する場合、SBPS は SBPS と利用者との間の他の一切の契約を、何らの催告も要することなく直ちに解除することができるものとします。

### 第35条 (契約解除後の措置および残存条項)

1. SBPS は、契約終了時点で、完了していない支払代行契約を全て強制的に解除するとともに、支 払準備金の残高を、利用者に対し有する債権と相殺したうえで、利用者の銀行口座へ返金するも のとします。なお、この場合、第17条(支払準備金の返金)の規定が準用されます。 2. 本契約終了後といえども、第4章(利用料)、第22条(秘密保持)、第23条(個人情報の保護)、第24条(反社会的勢力の排除)第5項・第6項、第30条(免責事項)、第31条(遅延損害金)、第33条(地位の譲渡等の禁止および承継)、第34条(SBPSによる契約解除)第3項、本条、第37条(分離可能制)から第41条(合意管轄)の規定は、なお効力を有するものとします。また、本契約終了時に未履行または未完了の債務がある場合、当該債務の履行完了時まで、本契約の関連する各条項が有効に適用されるものとします。

### 第36条 (電子メールによる通知)

SBPS は、本規約で別に定める場合を除き、利用者に対して行う各種通知(本規約において書面、 文書により行う通知を含むものとします)を、利用者が予め SBPS に届出たメールアドレス宛に 電子メール(以下「通知メール」といいます)により通知することができるものとします。

- 2. 前項に基づき通知された通知メールは、SBPS の送信用電子計算機から発信された時点で到達したものとみなすことができるものとします。
- 3. SBPS から通知された通知メールがデータ化け等により読み出し不能な場合には、利用者は直ちに SBPS に連絡するものとします。

#### 第37条 (分離可能性)

本規約のいずれかの条項またはその一部が、法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定および一部が無効または執行不能と判断された条項のうちの当該無効または執行不能以外の部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

## 第38条 (差押等の場合の処理)

SBPS は、本契約に基づき利用者が SBPS に対して有する債権について、第三者から差押、仮差押、滞納処分等があった場合、当該債権を SBPS 所定の手続きに従って処理することができるものとし、SBPS は当該手続きによる限り遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

## 第39条 (準拠法)

本契約は、日本法が適用されるものとします。

#### 第40条 (協議解決)

本契約に定めのない事項または疑義が生じた事項については、利用者および SBPS との間で信義 誠実の原則に従って協議し、円満に解決を図るものとします。

### 第41条 (合意管轄)

本契約について訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の 専属的合意管轄裁判所とします。

以上

平成27年 3月 6日 制定

平成 27年 11月 20日 改定 平成 28年 7月 15日 改定 平成 31年 1月 1日 改定 令和 2年 7月 1日 改定 令和 4年 7月 29日改定

### ソフトバンクカード 支払代行特約

## 第1条 (本特約の適用)

- 1. 本特約は、利用者が支払代行サービス利用規約(以下、「本規約」といいます)に基づく支払代行サービスを利用し、「ソフトバンクカード」における「プリペイドバリュー」または「現金バリュー」を受取人が受け取る方法により、利用者から受取人に対する支払いが行われる場合に適用されます。
- 2. 本特約は、本規約第1条第2項に基づき本規約の一部を構成するものとし、本特約が本規約に優先し本特約に定めのない事項は本規約の規定に従うものとします。
- 3. SBPS は、本規約の定めに従い、本特約の内容を変更することができるものとします。

## 第2条 (用語の定義)

本特約において使用する用語の意味は、以下および本特約で別途定義されない限り、本規約の定めによるものとします。

	7,1=0, \$ 0, 7 = 0, 0, 7		
(1)	ソフトバンクカ ード	SBPS が保有することを認めた者(以下、「カード会員」といいます)に対し発行するプリペイドカード機能および資金移動機能を有するカード	
		L,	
(2)	プリペイドバリ	SBPS がカード会員に対し提供するプリペイドカードサービスにおい	
	ユー	て、カード会員が商品等の支払に利用できる前払式支払手段	
(3)	現金バリュー	SBPS がカード会員に対し提供する資金移動サービスにおいて、カード	
		会員が送金を行うための原資となる送金準備金	
(4)	バリュー	「プリペイドバリュー」および「現金バリュー」の総称	
	チャージ	利用者が受取人に対する支払を行うに際し、SBPS が利用者からの依頼	
(5)		に基づき、受取人であるカード会員が有する「ソフトバンクカード」内	
(5)		の口座に「プリペイドバリュー」または「現金バリュー」を付与するこ	
		ح	

### 第3条 (支払代行依頼時のバリュー種類の登録)

- 1. 利用者は、支払代行依頼を行うに際し、受取人が受け取るバリューの種類(「プリペイドバリュー」 または「現金バリュー」のいずれか)についても登録を行うものとします。
- 2. 利用者は、前項で登録するバリューの種類は、受取人との間で合意したものでなければならない ものとします。

## 第4条 (支払代行依頼時の支払先口座の登録)

- 1. 利用者は、支払代行依頼を行うに際し、支払先口座として受取人の「ソフトバンクカード」を指 定する方法として、SBPS 所定の情報を登録するものとします。
- 2. 前項により受取人の氏名・電話番号等を登録した場合で、利用者が、「d 払い支払代行特約」に基

づく本サービスまたは「au PAY プリペイドカード支払代行特約」に基づく本サービスを利用しているときには、SBPS は、登録された氏名・電話番号等と関連付けがなされた口座・カードの存否を確認し支払代行の実施に必要な範囲で、受取人の氏名・電話番号等を、ソフトバンク株式会社のほか、株式会社 NTT ドコモ、KDDI 株式会社、沖縄セルラー電話株式会社および株式会社ウェブマネー、ならびにこれらと提携関係にある通信事業者等に対し提供することがあります。

3. 利用者は前項による受取人の氏名・電話番号等の提供について、自己の責任と負担において受取人から同意を取得するものとし、支払代行依頼時において当該同意を取得していることを保証するものとします。本項の保証に違反し、SBPS または前項記載の事業者に損害または費用が生じた場合は、利用者はその一切(訴訟費用および合理的な弁護士費用を含みます)を賠償するものとします。

## 第5条 (支払代行の実施)

SBPS は、バリューに関する支払代行契約が成立した場合には、事前に SBPS の所定の方法で利用者にその旨を通知したうえで、支払予定日において支払代行依頼に基づき、バリューの種類に応じ支払代行を実施します。

### 第6条 (利用上限)

利用者は、SBPS が別途定める上限額および上限回数の範囲で、本サービスを利用するものとします。上限額または上限回数を超過する場合、利用者は本サービスを利用できないものとします。

# 第7条 (バリューの権利関係)

受取人に付与されたバリューの権利関係は、SBPS が別途定める「ソフトバンクカード」の会員 規約に基づき、SBPS と受取人たるカード会員との間で成り立つものであるため、これらのバリ ューについて有効期限の消滅等によって受取人が利用できない場合でも、SBPS は利用者に対し 返金等の対応は行いません。

## 第8条 (サービス仕様等の変更等)

SBPS は、利用者に対し14日前までに通知することで、本サービスの仕様等を変更し、または本サービスの提供を停止できるものとし、利用者はこれに従うものとします。

### 第9条 (バリューの取消し等の不可)

1. 利用者は、SBPS がバリューに関する支払代行を実施した後は、支払依頼内容の変更または支払いの取消し等を行うことは一切できないことを、予め承諾するものとします。

以上

平成 27 年 3 月 6 日 制定 平成 28 年 7 月 15 日 改定 令和 2 年 7 月 1 日 改定 令和 3 年 10 月 25 日 改定

## d 払い 支払代行特約

### 第1条 (本特約の適用)

- 1. 本特約は、利用者が支払代行サービス利用規約(以下、「本規約」といいます)に基づく支払代行 サービスを利用し、受取人が「d 払い」で支払資金を受け取る方法により、利用者から受取人に 対する支払いが行われる場合に適用されます。
- 2. 本特約は、本規約第1条第2項に基づき本規約の一部を構成するものとし、本特約が本規約に優先し本特約に定めのない事項は本規約の規定に従うものとします。なお本特約が適用される場合、本規約中の「提携金融機関」の用語には株式会社 NTT ドコモ (以下、「ドコモ」といいます。)が含まれるものとします。
- 3. SBPS は、本規約の定めに従い、本特約の内容を変更することができるものとします。

### 第2条 (用語の定義)

本特約において使用する用語の意味は、以下および本特約で別途定義されない限り、本規約の定めによるものとします。

ドコモが、ドコモの別途定める「d 払い残高(現金バリュー)利用規約」 d 払い に基づき当該規約に基づく利用契約を締結した者(以下、「d 払い利用 者」といいます。)に対し提供するサービス

### 第3条 (支払代行依頼時の支払先口座の登録)

- 1. 利用者は、支払代行依頼を行うに際し、支払先口座として受取人の「d 払い」を指定する方法として、SBPS 所定の情報を登録するものとします。
- 2. 前項により受取人の氏名・電話番号等を登録した場合で、利用者が、「ソフトバンクカード支払代行特約」に基づく本サービスまたは「au PAY プリペイドカード支払代行特約」に基づく本サービスを利用しているときには、SBPS は、登録された氏名・電話番号等と関連付けがなされた口座・カードの存否を確認し支払代行の実施に必要な範囲で、受取人の氏名・電話番号等を、ドコモのほか、ソフトバンク株式会社、KDDI 株式会社、沖縄セルラー電話株式会社および株式会社ウェブマネー、ならびにこれらと提携関係にある通信事業者等に対し提供することがあります。
- 3. 利用者は前項による受取人の氏名・電話番号等の提供について、自己の責任と負担において受取人から同意を取得するものとし、支払代行依頼時において当該同意を取得していることを保証するものとします。本項の保証に違反し、SBPS または前項記載の事業者に損害または費用が生じた場合は、利用者はその一切(訴訟費用および合理的な弁護士費用を含みます)を賠償するものとします。

# 第4条 (支払代行の実施)

1. SBPS は、「d 払い」への支払いに関する支払代行契約が成立した場合には、事前に SBPS の所定 の方法で利用者にその旨を通知したうえで、支払予定日において支払代行依頼に基づき、支払代 行を実施します。

2. SBPS が受取人の「d 払い」への支払代行の手続を行った後、受取人が支払資金の受取操作として ドコモ所定の手続きを行わないときには、受取人に対する支払が行われない場合があります。こ の場合、本規約第14条(支払先口座の相違)第2項の支払が不能であった場合として取り扱われ ます。

## 第5条 (利用上限)

利用者は、SBPS が別途定める上限額および上限回数の範囲で、本サービスを利用するものとします。上限額または上限回数を超過する場合、利用者は本サービスを利用できないものとします。

### 第6条 (d 払いの権利関係)

受取人の「d 払い」に関する権利関係は、ドコモが別途定める「d 払い残高(現金バリュー)利用規約」に基づき、ドコモと受取人たる d 払い利用者との間で成り立つものであるため、「d 払い」に支払われた資金について受取人が利用できない場合でも、SBPS は利用者に対し返金等の対応は行いません。

### 第7条 (サービス仕様等の変更等)

SBPS は、利用者に対し14日前までに通知することで、本サービスの仕様等を変更し、または本サービスの提供を停止できるものとし、利用者はこれに従うものとします。

### 第8条 (支払取消し等の不可)

利用者は、SBPS が「d 払い」への支払いに関する支払代行を実施した後は、支払依頼内容の変更または支払いの取消し等を行うことが一切できないことを、予め承諾するものとします。

以上

平成 28 年 7 月 15 日 制定 令和 2 年 7 月 1 日 改定 令和 3 年 10 月 25 日 改定

### au PAY プリペイドカード 支払代行特約

#### 第1条 (本特約の適用)

- 1. 本特約は、利用者が支払代行サービス利用規約(以下、「本規約」といいます)に基づく支払代行サービスを利用し、「au PAY プリペイドカード」における WebMoney を受取人が受取る方法により、利用者から受取人に対する支払いが行われる場合に適用されます。
- 2. 本特約は本規約第1条第2項に基づき本規約の一部を構成するものとし、本特約が本規約に優先 し本特約に定めのない事項は本規約の規定に従うものとします。なお、本特約が適用される場合、 本規約中の「提携金融機関」の用語には KDDI 株式会社、沖縄セルラー電話株式会社(以下、当 該2社を総称して「KDDI等」といいます)および株式会社ウェブマネー(以下、「ウェブマネー」 といいます)が含まれるものとします。
- 3. SBPS は、本規約の定めに従い、本特約の内容を変更することができるものとします。

### 第2条 (用語の定義)

本特約において使用する用語の意味は、以下および本特約で別途定義されない限り、本規約の定めによるものとします。

	KDDI 等とウェブマネーが提携し、KDDI 等およびウェブマネーの別途
(1) au PAY	定める「「au PAY プリペイドカード」利用規約」に基づき当該規約に
プリペイドカード	基づく利用契約を締結した者(以下、「カード会員」といいます。)に発
	行するプリペイドカード機能を有するカード
(2) WebMoney	ウェブマネーが発行する電子マネー (第三者型前払式支払手段)
	利用者が受取人に対する支払を行うに際し、SBPS が利用者からの依頼
(3) チャージ	に基づき、受取人であるカード会員が有する「au PAY プリペイドカー
	ド」内の口座に「WebMoney」を付与すること

#### 第3条 (支払代行依頼時の支払先口座の登録)

- 1. 利用者は、支払代行依頼を行うに際し、支払先口座として受取人の「au PAY プリペイドカード」を指定する方法として、SBPS 所定の情報を登録するものとします。
- 2. 前項により受取人の氏名・電話番号等を登録した場合で、利用者が、「ソフトバンクカード支払代行特約」に基づく本サービスまたは「d 払い支払代行特約」に基づく本サービスを利用しているときには、SBPS は、登録された氏名・電話番号と関連付けがなされた口座またはカードの存否の確認し支払代行の実施に必要な範囲で、受取人の氏名・電話番号等を、KDDI等のほか、ソフトバンク株式会社、株式会社 NTT ドコモおよび株式会社ウェブマネー、ならびにこれらと提携関係にある通信事業者等に対し提供することがあります。
- 3. 利用者は前項による受取人の氏名・電話番号等の提供について、自己の責任と負担において受取 人から同意を取得するものとし、支払代行依頼時において当該同意を取得していることを保証す るものとします。本項の保証に違反し、SBPS または前項記載の事業者に損害または費用が生じ

た場合は、利用者はその一切(訴訟費用および合理的な弁護士費用を含みます)を賠償するものとします。

## 第4条 (支払代行の実施)

SBPS は、「au PAY プリペイドカード」へのチャージに関する支払代行契約が成立した場合には、 事前に SBPS の所定の方法で利用者にその旨を通知したうえで、支払予定日において支払代行依 頼に基づき、支払代行を実施します。

# 第5条 (利用上限)

利用者は、SBPS が別途定める上限額および上限回数の範囲で、本サービスを利用するものとします。上限額または上限回数を超過する場合、利用者は本サービスを利用できないものとします。

## 第6条 (WebMoney の権利関係)

受取人の「au PAY プリペイドカード」へ付与された WebMoney に関する権利関係は、KDDI 等およびウェブマネーが別途定める「「au PAY プリペイドカード」利用規約」および「WebMoney 利用規約」等の定めに基づき KDDI 等およびウェブマネーと受取人たるカード会員との間で成り立つものであるため、これらの支払いについて有効期限の消滅等によって受取人が利用できない場合でも、SBPS は利用者に対し返金等の対応は行いません。

### 第7条 (サービス仕様等の変更等)

SBPS は、利用者に対し14日前までに通知することで、本サービスの仕様等を変更し、または本サービスの提供を停止できるものとし、利用者はこれに従うものとします。

#### 第8条 (支払取消し等の不可)

利用者は、SBPS が「au PAY プリペイドカード」への支払いに関する支払代行を実施した後は、 支払依頼内容の変更または支払いの取消し等を行うことが一切できないことを、予め承諾するも のとします。

以上

平成 28 年 7月 15 日 制定 令和 2 年 7月 1日 改定 令和 3 年 10 月 25 日 改定

# 包括加盟店方式 支払代行特約

## 第1条 (本特約の適用)

- 1. 本特約は、利用者が支払代行サービス利用規約(以下、「本規約」といいます)に基づき包括加盟 店契約方式による本サービスを利用する場合に適用されるものとします。
- 2. 本特約は、本規約第1条第2項に基づき本規約の一部を構成するものとし、本特約が本規約に優 先し本特約に定めのない事項は本規約の規定に従うものとします。
- 3. SBPS は、本規約の定めに従い、本特約の内容を変更することができるものとします。

## 第2条 (用語の定義)

本特約において使用する用語の意味は、本特約上で別途定義されない限り、以下のとおりとし、 本特約に定めのない事項は、本規約の定めに従うものとする。

(1)	包括加盟店	利用者のうち本特約に基づき包括加盟店方式による本サービスを利用 する者
(2)	包括加盟店方式	利用者が店子に本サービスを利用させるために、本特約に基づき成立 する SBPS と利用者との間の契約形式
(3)	店子	包括加盟店に加盟を申し込み、包括加盟店が審査のうえ、加盟を承諾 した(本サービスの利用を認めた)、法人、団体および個人事業主

## 第3条 (包括加盟店契約の申込)

- 1. 利用者は、本規約に基づく本契約の申し込みとともに包括加盟店方式の申し込みをする場合、本規約第4条の定めに基づき包括加盟店方式の契約(以下、「包括加盟店契約」といいます。)を申し込むものとします。
- 2. 前項の規定にかかわらず、本規約に基づき本契約を締結している利用者が、新たに本特約に定める包括加盟店契約方式による本サービスの利用を希望する場合、利用者は前条に定める申込および SBPS の承諾を必要としないものとする。ただし、利用者は、SBPS が包括加盟店方式による本サービスの利用を開始前または開始後に必要な届出を求めた場合、SBPS 所定の方式で届け出るものとします。
- 3. SBPS は、利用者もしくは包括加盟店が前項に定める届出を怠っていたことが判明した場合または利用者もしくは包括加盟店が包括加盟店方式による本サービスを利用することについて不適当と判断した場合、いつでも包括加盟店方式による本サービスの提供を中止することができるものとします。この場合、SBPS は、利用者、包括加盟店または店子が損害を被っても一切の責任を負わないものとします。

- 4. 包括加盟店は、利用者ポータルを利用することができるものとし、利用者ポータルの利用にあたっては、別途 SBPS が定める利用者ポータルに関する規約を遵守するものとします。
- 5. 利用者および包括加盟店は、本契約または包括加盟店契約に基づき申請した本サービスの利用目的または SBPS が認めた本サービスの利用目的以外で本サービスを利用してはならないものとします。

## 第4条 (包括加盟店契約の成立)

- 1. 包括加盟店契約は、前条に定める申し込みを受けて、SBPS の承諾が完了した時点で、包括加盟店と SBPS との間で、包括加盟店契約が成立するものとします。
- 2. 前項に定める承諾の際または前条第 2 項に定める届出の際において、利用者および包括加盟店は、SBPS が包括加盟店方式による本サービスの利用にあたって別途条件を定めた場合、当該条件が包括加盟店契約の内容となることに承諾するものとします。この場合において、包括加盟店は、SBPS の定める条件に承諾できない場合、包括加盟店契約の申込の撤回または包括加盟店契約を解約することができるものとします。
- 3. 第 1 項の定めにかかわらず、SBPS は、包括加盟店契約の申込を承諾することが技術上または SBPS の業務の遂行上著しい支障をきたすおそれがあると SBPS が判断した場合、包括加盟店 契約の申込を承諾しない場合または包括加盟店契約を解約する場合があるものとし、包括加盟 店はこれに異議なく承諾するものとします。

### 第5条 (店子の審査・管理等)

- 1. 包括加盟店は、店子となることを希望する者(以下、「店子希望者」といいます。)に本サービスを利用させる場合、包括加盟店が当該店子希望者の審査および決定並びに管理をする責任を負うものとします。なお、包括加盟店は、店子希望者に本サービスを利用させる場合、本規約および本特約を遵守させることについて、当該店子希望者との間で必要な契約を締結するものとします。
- 2. 包括加盟店は、前項に基づき本サービスの利用を決定した店子以外の第三者に対し、本サービスを利用させてはならないものとします。
- 3. 本サービスを利用できる店子希望者および店子の範囲は、第4条第1項の申し込みの際または 同条第2項の届出の際に SBPS が了承した利用者、包括加盟店および店子が同一の名称で運営 するサービスおよび業態に限定されるものとし、当該範囲外の者に対して、包括加盟店は本サ ービスを利用させてはならないものとします。なお、当該範囲外の者に本サービスを利用させ たことにより SBPS が損害を被った場合、包括加盟店は、SBPS が被った一切の損害を賠償す るものとします。

- 4. 包括加盟店は、店子希望者および店子に対し、本規約および本特約に定める事項を遵守させる 義務を負うものとし、店子希望者および店子が本規約または本特約に定める義務を怠ったこと により、SBPS が損害を被った場合、包括加盟店は、店子と連帯して SBPS が被った一切の損 害を補償するものとします。
- 5. 包括加盟店は、SBPS に対し、包括加盟店契約の有効期間中(包括加盟店契約の申込日および 第4条第2項に定める届け出をした際を含むものとします)において、店子希望者および店子 が、次の各号に掲げる事項を表明し、保証するものとします。
  - (1) 店子希望者および店子が本規約に定める「暴力団員等」に該当しないこと
  - (2) 店子希望者および店子が、自己若しくは第三者を利用して、次の事項に該当する行為を行わないこと。
    - ① 暴力的な要求行為
    - ② 法的な責任を超えた不当な要求行
    - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
    - ④ 風説を流布し、あるいは偽計または威力を用いて SBPS の信用を毀損し、若しくは SBPS の業務を妨害する行為
    - ⑤ その他前各号に準ずる行為
  - (3) 店子が実在し、他人(他の個人、個人事業主または法人)になりすましていないこと
- 7. 利用者または包括加盟店は、前項の表明保証した内容が真実に反すること、もしくは反するお それがあることが判明した場合、SBPS に対し、直ちにその旨を申告するものとします。
- 8. SBPS は、前 6 項に定める表明保証に違反している疑いがあると認めた場合には、本サービス の全部または一部の提供を停止することができるものとします。
- 9. SBPS は、第 6 項に定める表明保証に違反していることが判明し、本契約または加盟店契約を 継続することが不適切であると SBPS が判断した場合、SBPS は直ちに本契約を解除でき、ま たは当該違反の対象となった店子について、本サービスの取扱いを終了させることができるも のとします。この場合、包括加盟店は、SBPS が損害を被った場合、SBPS が被った損害を一切 賠償するものとします。
- 10. 包括加盟店は、店子希望者または店子が、次の各号に定める事項に該当する場合、店子希望者 および店子に対し、本サービスの利用をさせてはならないものとします。
  - (1) 店子希望者または店子の申し込み内容に虚偽もしくは不備があるとき
  - (2) 店子希望者または店子による本サービスの利用が、別途 SBPS が定める利用者向けガイド ラインに違反するまたは違反するおそれがあると SBPS が判断したとき
  - (3) SBPS もしくはソフトバンクグループ各社に対する債務の履行を怠り、または怠るおそれ があるとき

- (4) SBPS による店子希望者または店子に対する本サービスの提供が SBPS の技術上または業 務の遂行上の支障があると判断したとき
- (5) 店子希望者または店子が過去に本サービスの利用を停止されたことがあるとき
- (6) 第6項に定める表明保証した内容が真実に反するとき
- (7) 本規約または本特約に違反したまたは違反するおそれがあると SBPS が判断したとき
- (8) その他 SBPS が申し込みを承諾することが不適当と判断したとき

# 第6条 (店子の管理・報告等)

- 1. 包括加盟店は、店子が本サービスを適切に利用するよう指導、監督するものとします。
- 2. 包括加盟店は、SBPS からの要請があった場合または自ら必要と判断した場合、店子に対し、店子に関する情報(必要な資料の提出を含むものとし、これに限られないものとします)の提出を求めるものとします。
- 3. SBPS は、包括加盟店に対し、店子に関し、SBPS 所定の事項について定期的にまたは必要に応じて調査または報告を求めることができるものとします。この場合、包括加盟店は、速やかに回答するものとします。
- 4. 包括加盟店は、SBPS が直接、店子への調査を希望した場合、SBPS が店子へ直接調査ができるように協力するものとします。
- 5. 前 2 項の調査の結果、包括加盟店または SBPS が店子への本サービスの提供が不適切と判断した場合、包括加盟店は、当該店子に対し、直ちに改善措置を講じさせるものとします。
- 6. 包括加盟店および店子は、SBPS から法令等への対応または法令を遵守するために必要な対応を求められた場合、これに応じるものとします。この場合において、包括加盟店および店子が SBPS の要請に対応しなかったことにより損害を被ったとしても、SBPS は一切責任を負わないものとします。なお、店子に対する要請は、包括加盟店を通じて行うものとします。
- 7. 包括加盟店および店子は、SBPS が本規約または本特約に基づく調査・対応について回答期限を 定めた場合、当該回答期限内までに回答を行うものとします。
- 8. 包括加盟店および店子は、行政機関等から包括加盟店契約に関し、調査または立入検査等を求められた場合、これに協力するものとします。
- 9. 包括加盟店は、店子が本規約または本特約に定める解除事由のいずれかに該当した場合、当該事由が生じたことを直ちに SBPS に報告するとともに、SBPS の指示に従い、自らの費用と責任において当該事由の解消に向けて必要な措置を講じるものとします。
- 10. 包括加盟店は、本規約または本特約に基づく店子希望者または店子に対する調査を包括加盟店の費用と責任において行うものとします。

# 第7条 (解除等)

- 1. SBPS は、包括加盟店または店子が次の各号に定める事由に該当する場合、包括加盟店に対し何 ら催告その他の手続を要することなく、本契約を直ちに解除することができるものとします。た だし、当該事由が店子特有の事象であると SBPS が判断した場合には、当該店子に対する本サー ビスの提供を中止することに限るものとします。
  - (1) 本規約または本特約に定める債務の履行を怠った場合
  - (2) 第三者より強制執行、仮差押、仮処分または競売の申立てがあった場合
  - (3) 手形または小切手が不渡りになった場合
  - (4) 営業の取消、営業停止等の処分、支払停止、支払不能、租税滞納処分または会社更生、破産、 民事再生手続、その他特別清算もしくはこれらに類する手続開始の申し立てのあった場合
  - (5) 資産状況が悪化したと判断すべき合理的な事由が発生した場合
  - (6) 解散、合併、分割または事業の全部もしくは重要な一部を譲渡した場合
  - (7) 法令に違反しまたは本契約または包括加盟店契約の履行に支障をきたすおそれが生じた場合
  - (8) SBPS の信用を失墜させる行為を行ったと SBPS が判断した場合
  - (9) 包括加盟店契約の申込時または第3条第2項に定める届け出および店子への調査で定める事項について、虚偽の事項を通知したことが判明した場合
  - (10) 店子の営業または業態が公序良俗に反すると SBPS が判断した場合
  - (11) SBPS またはソフトバンクグループのブランドイメージを著しく損なうものと SBPS が認め る広告宣伝等を行なった場合
  - (12) SBPS から得た承認の範囲を超えて本サービスを利用した場合
  - (13) SBPS または提携金融機関の調査依頼に対し非協力的な場合、回答期限内に回答がなかった 場合、または虚偽の回答を行った場合
  - (14) 行政機関から行政処分を受けた場合
  - (15) 店子が1 年以上本サービスを利用していない場合
  - (16) その他本サービスの提供が不適当であると SBPS が判断した場合
- 2. 前項に従い、SBPS が本契約を解除した場合、包括加盟店は、全ての店子における本サービスの 取扱いを終了させなければならないものとします。また、前項に従い、SBPS が包括加盟店に対 し、特定の店子による本サービスの取扱いを停止または終了する旨通知したときには、包括加盟 店は、これを当該店子に通知するとともに、当該店子に対して本サービスの提供を直ちに停止ま たは終了させなければならないものとします。

以上

2022年7月27日 制定